

那覇浄化センター
消化ガス発電設備整備事業

募集要項

令和7年8月

沖縄県

目 次

1.	本書の位置づけ	1
2.	事業の内容に関する事項	2
2-1	事業名称	2
2-2	事業の対象となる施設	2
2-3	事業場所	2
2-4	事業の目的	2
2-5	事業方式	2
2-6	事業期間	2
2-7	業務内容	2
2-8	総事業費及び提案上限価格	3
2-9	事業者の収入	4
2-10	事業期間終了後の措置	4
2-11	遵守すべき法令等	4
3.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
3-1	事業者の募集及び選定方法	5
3-2	応募者の参加資格等	5
3-3	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定方法等	7
3-4	スケジュール	9
3-5	公募手続き等	9
3-6	優先交渉権者選定後の手続き	15
4.	その他本事業の実施に関し必要な事項	16
4-1	実施に関して使用する言語及び通貨	16
4-2	議会の議決	16
4-3	情報公開及び情報提供	16
4-4	応募に関する費用負担	16
4-5	問合せ先	16

1. 本書の位置づけ

本募集要項は、沖縄県（以下「県」という。）が、那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり募集条件を定めたものであり、応募者を対象に公表するものである。

なお、次の資料は、本募集要項と一体のものである（以下「募集要項等」という。）。したがって、事業提案書等の応募者が県に提出する書類（以下「提出書類」という。）の作成に当たっては、募集要項等を精読の上、遺漏のないように努めること。

また、募集要項等と、先に県が公表した「実施方針」、「要求水準書（案）」及び「実施方針及び要求水準書（案）」に関する質問への回答」との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定を優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 基本契約書（案）
- ・ 設計・建設工事契約書（案）
- ・ 維持管理契約書（案）

2. 事業の内容に関する事項

2-1 事業名称

那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業

2-2 事業の対象となる施設

消化ガス発電施設

2-3 事業場所

沖縄県那覇市西地内 那覇浄化センター

2-4 事業の目的

本事業は、沖縄県（以下「県」という。）が管理する那覇浄化センター（以下「浄化センター」という。）に設置されている消化ガス発電設備の更新及び維持管理期間における維持管理（保守・点検・修繕等）を官民連携手法により行うものであり、民間事業者の創意工夫を図った有益な提案等を求めることで、ライフサイクルコストの縮減や工期短縮のほか、エネルギー自給率の向上及び浄化センターからの温室効果ガス排出量の削減に貢献することを目的とする。

2-5 事業方式

本事業は、DBM（Design Build Maintenance）事業として実施し、民間事業者は消化ガス発電設備の設計・建設工事、維持管理期間中における維持管理を行うものである。

2-6 事業期間

消化ガス発電設備の設計・建設工事、維持管理の期間は、次のとおりとする。ただし、下記期間は県が公募時に想定する工期であり、最終的には事業者の提案期間に基づき県と事業者の協議により定める。

(1) 設計・建設工事

契約締結の日の翌日から令和 10 年 3 月まで（試運転期間を含む）

(2) 維持管理

令和 10 年 4 月 1 日～令和 25 年 3 月 31 日まで（15 年間）

2-7 業務内容

(1) 事業者の業務内容

ア 設計・建設工事に関する業務

- ・設計
- ・補助事業等交付申請図書作成補助
- ・土木工事、建築工事、建築付帯設備工事
- ・機械設備工事、電気設備工事

- ・その他必要な工事
- ・発電設備の建設及び稼動に必要な許認可の取得及び届出の提出
(県が取得又は提出すべきものは作成補助を行う)
- ・設計・建設工事請負業者としての施工管理者への対応
- ・他工事との調整
- ・その他関係部署等の立ち入り検査等の補助
- ・その他上記を実施する上で必要な業務

イ 維持管理に関する業務

- ・運転状況遠隔監視業務
- ・不具合等発生/認知時における現地駆付け、対処業務（県依頼時）
- ・定期点検業務
- ・定期整備業務
- ・潤滑油等の調達・在庫管理業務
- ・定期点検・整備業務、不具合対処状況にかかる県への報告
- ・その他上記を実施する上で必要な業務

(2) 県の業務内容

ア 設計・建設工事に関する業務

- ・事業用地の確保
- ・本施設の補助事業等交付申請手続き
- ・設計・建設工事の監督、各種検査、及びモニタリング
- ・浄化センター維持管理業務受託者と事業者との調整
- ・本施設の設置及び稼動に必要な許認可の取得及び届出の提出
(県が取得又は提出すべきものに限る。)
- ・その他関係部署等の立ち入り検査等の立会い
- ・その他必要な事項

イ 維持管理に関する業務

- ・事業者が実施した維持管理業務実施状況のモニタリング、確認、監督及び検査
- ・本事業により導入した施設の維持管理業務全般（事業者との適切な業務委託契約）
- ・発電電力量、温水供給量の確認
- ・消化ガス性状の確認、適正管理及び事業者への定期連絡
- ・その他必要な業務

2-8 総事業費及び提案上限価格

(1) 総事業費

県は、本事業に係る費用を負担する。本事業の設計・建設費と維持管理費の合計を総事業費とする。なお、総事業費に関わる範囲及び条件等は、要求水準書に示す。

(2) 提案上限額

本事業の提案上限額は、以下のとおりとする。

総事業費：金 3,810,374,700 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（内訳）設計費：金 52,506,300 円

建設工事費：金 2,107,868,400 円

維持管理費：金 1,650,000,000 円

2-9 事業者の収入

(1) 設計・建設工事に係る対価

県は、事業者に対して、設計・建設工事に係る対価を支払うものとする。また、県は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定であるため、事業者は、県が国の交付金を受領できるように、県の指示に従い必要な資料の作成等の協力を行うこと。

(2) 維持管理業務に係る対価

県は、事業者に対して、維持管理業務に係る対価を維持管理業務期間にわたって支払う。支払い方については、事業者選定後の協議により決定する。なお、物価変動による改定は、維持管理契約書（案）に示すとおりとする。

2-10 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間中、維持管理を適切に行うことにより、事業期間の終了時において本事業の対象施設を、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない。

県は、事業期間終了の3年前を目途に、本施設の事業期間後に必要な対策・契約更新等に関する協議を開始する。

2-11 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり関係法令等を遵守しなければならない。想定される関係法令等は、要求水準書に示す。

3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3-1 事業者の募集及び選定方法

県は、本事業への参加を希望する事業者を広く募集し、事業の透明性及び公平性に配慮したうえで事業者を選定する。

事業者の募集及び選定方法は、一般公募型プロポーザル方式により行う。

3-2 応募者の参加資格等

(1) 応募者の構成

ア 本事業への応募者は、単体企業又は複数の企業で構成される参加形態（以下、「企業グループ」という。）とし、設計・建設工事を行う建設企業と維持管理業務を行う保守企業を含むものとする。

イ 企業グループで参加する場合、構成する企業（以下「構成企業」という。）の名称及びそれらの者が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、構成企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

なお、単独企業の場合は、当該企業が本事業に係る応募手続を行う。

また、代表企業は県との各種協議及び価格交渉並びに契約締結等の一切の窓口を担い、調整を行う。

ウ 応募者が特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）を結成する場合、JVの施工方法は共同施工方式（甲型）とし、JVを構成する企業は2又は3者とする。また、代表企業の出資比率は構成企業のうち、最大の出資比率でなければならない。出資比率等については、沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領に準じるものとする。

エ 応募者が本事業のための特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する場合は、維持管理業務を行う構成企業がSPCに出資して出資構成企業となり、代表企業の議決権保有割合が100分の50を超えるものとする。なお、構成企業以外の者がSPCの出資者となってはならない。また、SPCの維持に当たって、出資構成企業は原則として変更できないものとする。ただし、出資構成企業のいずれかが債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合等やむを得ない事情により出資構成企業のSPCへの出資が困難な事態となった場合には、代表企業は直ちに県に通知するとともに、出資構成企業と連帯して必要な出資金を確保し、SPCを維持しなければならない。

エ 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。

オ 同一の応募者が複数の事業提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格

ア 共通の参加資格

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続の開始の申立てがなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）

第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(ウ) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者について、これらに加入していること。また、労働関係法令を遵守していること。

(エ) 資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者選定の時までの期間に、「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」又は「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しないこと。

(カ) 「那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業提案評価委員会」の委員及び委員を辞した者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。

(キ) 県が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した「株式会社 日水コン」並びに本事業に関して県へ助言を行った「三浦法律事務所」と資本面もしくは人事面において関連がないこと。

イ 本施設の設計・建設工事に必要な参加資格

(ア) 単体企業又は企業グループの代表企業が、建設業法に定める特定建設業又は建設業の電気工事業における許可を受けていること。

(イ) 単体企業又は企業グループの代表企業が、令和 7・8 年度沖縄県建設工事入札参加資格名簿に電気工事業として登録されていること。又は令和 7・8 年度定期申請に係る沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書提出要領に定めのある、建設工事入札参加資格申請要件を満足すること。

(ウ) 単体企業又は企業グループの代表企業が、公共又は民間事業において、発電設備（単体で定格出力 270kW 以上、又は複数台構成で合計定格出力 810kW 以上のものに限る）に関し、新設又は更新工事の施工実績があること。

(エ) 本事業で対応する施工に関し、建設業法上の必要な有資格者を配置できること。

ウ 本施設の維持管理に必要な参加資格

(ア) 単体企業又は企業グループの構成企業の 1 者以上の者が、沖縄県の競争入札参加資格者名簿〔物品関係〕に登録されていること。又は沖縄県競争入札参加資格〔物品関係〕登録申請の手引（2023 (R5) 年 11 月版）に定めのある要件を満足すること。

(3) 構成企業の変更

ア 構成企業の変更に係る原則

参加資格確認基準日以降、応募者の構成企業の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者を失格とする。

また、参加資格確認基準日以降、応募者の構成企業の入替・追加・脱退及び担当業務の変更（以下「構成企業の変更」という。）は、原則として認めない。

イ 構成企業の変更に係る特例

(ア) 参加資格確認基準日から事業提案書の提出日の前日まで

県は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成企業の変更を申請した場合は、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認する。ただし、代表企業の変更は、例外なく認めない。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に県と協議を行わなければならない。

(イ) 事業提案書の提出日から優先交渉権者決定日まで

県は、事業提案書の提出日以降に応募者の構成企業（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で応募者が構成企業の変更を申請したときは、提案内容の継続性を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認する。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に県と協議を行わなければならない。

ウ 会社統合等に関する特例

イの規定にかかわらず、参加資格審査の結果、参加資格が認められた後、会社統合等のやむを得ない特別な事情により参加資格を満たさなくなった応募者（以下「変更前の応募者」という。）であって、かつ、会社統合等が行われた後の変更前の応募者を含む会社等（以下「変更後の応募者」という。）が変更前の応募者の地位の承継を希望する場合は、提案内容の継続性等を勘案し、県は、変更後の応募者の参加資格を確認したうえで、地位の承継を承認することができる。

本申請を行おうとする変更後の応募者は、当該申請の前に県と協議を行わなければならない。

3-3 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定方法等

(1) 評価委員会の設置

県は、優先交渉権者の選定にあたり、「那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業提案評価委員会」（以下「評価委員会」という。）にて、客観的な評価を行うために、外部学識経験者等による専門的見地から意見を聴取し、提案内容の審査を行う。評価委員会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

	所属及び指名
委員長	琉球大学 工学部 名誉教授 工学博士 堤 純一郎
委員	琉球大学 工学部 工学科電気システム工学コース 教授 博士(工学) 浦崎 直光
委員	日本公認会計士会 沖縄会 公認会計士 仲尾 国弘

(2) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。県は、評価委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、具体的な基準は、「優先交渉権者選定基準」に示す。

(3) 審査結果の公表

参加資格の審査結果は、応募者に文書で通知する。

また、優先交渉権者の選定結果は、応募者に文書で通知するとともに、県ホームページで公表する。

(4) 提出書類

応募者より提出された書類は返却しない。

また、提出書類は、応募資格の確認及び事業提案書の審査及び評価として使用する以外は、無断で使用しない。

(5) 事業契約の締結

県は、審査により決定した優先交渉権者と、契約交渉を開始する。

なお、優先交渉権者の決定後、基本契約の締結までに事業者又はその企業グループの構成企業のいずれかの者が募集要項等に定める資格に該当しないこととなった場合は、他の応募者と協議を行う。その場合、審査順位が高い者から契約交渉を行い、事業契約を締結する。

(6) 資料の公表

県は、優先交渉権者の決定後、必要に応じて応募者の提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については、県と各応募者との間で協議する。

3-4 スケジュール

令和7年8月1日(金)	募集要項等の公表
令和7年8月15日(金)	現地確認申込書の締切 参加資格確認申請書類等の提出に関する質問の締切
令和7年8月12日(火)～22日(金)	施設確認
令和7年8月22日(金)	参加資格確認申請書類等の提出に関する質問への回答 公表
令和7年8月25日(月)	その他の質問の締切
令和7年9月3日(水)	参加資格確認申請書類等の提出期限
令和7年9月9日(火)	参加資格確認結果の通知
令和7年9月10日(水)	その他の質問への回答公表
令和7年9月30日(火)	事業提案書の提出
令和7年9月下旬～10月上旬	技術対話
令和7年10月上旬	プレゼンテーション
令和7年10月中旬	優先交渉権者の選定
令和7年11月上旬	基本協定の締結
令和7年11月中旬	基本契約の締結
令和7年11月下旬	設計・工事契約の締結

3-5 公募手続き等

(1) 募集要項等の公表に関する事項

ア 現地確認

現地確認を希望する企業は、以下の手続きにより申し込むこと。なお、県は現地確認には同行せず、個別の質問には回答しない。

(ア) 申込方法

現地確認に参加を希望する企業は、様式1-9を次の申込先までE-mailで送付すること。また、件名は「那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業・現地確認申込●●」(●●は提出企業名)とすること。その際、県が受領していることを電話で確認すること。

また、同日に多数の参加希望者があった場合は、参加人数の制限及び日時の変更を行うことがある。現地見学会については、現地集合、現地解散とし、交通手段については各企業で確保すること。

《提出様式》

様式1-9 現地確認申込書

(イ) 参加申込期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 5 時まで

(ウ) 日時

令和 7 年 8 月 12 日（火）から令和 7 年 8 月 22 日（金）までの期間を予定しており、
県が指定する日時とする。

(エ) 場所

那覇浄化センター消化ガス発電設備建設予定地

(オ) 申込先

沖縄県下水道事務所 設備班

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-12-1

電話 098-898-5988

電子メール：xx069205@pref.okinawa.lg.jp（下水道事務所代表アドレス）

イ 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問の受付及び回答を以下のとおり行う。

(ア) 受付期間

a. 参加資格確認申請書類等の提出に関すること

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 5 時まで

b. その他

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 5 時まで

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、E-mail にて提出すること。使用するソフトは、
「Microsoft Excel」（保存形式は .xlsx とする）とすること。また、件名は「那覇浄
化センター消化ガス発電設備整備事業・質問書●●」（●●は提出企業名）とするこ
と。その際、県が受領していることを電話で確認すること。

《提出様式》

様式 1-1 募集要項に関する質問書

様式 1-2 要求水準書に関する質問書

様式 1-3 優先交渉権者選定基準に関する質問書

様式 1-4 基本協定書（案）に関する質問書

様式 1-5 基本契約書（案）に関する質問書

様式 1-6 設計・建設工事契約書（案）に関する質問書

様式 1-7 維持管理契約書（案）に関する質問書

様式 1-8 様式集に関する質問書

(ウ) 提出先

沖縄県下水道事務所 設備班

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-12-1

電話 098-898-5988

電子メール：xx069205@pref.okinawa.lg.jp（下水道事務所代表アドレス）

(エ) 募集要項等に関する質問への回答の公表

募集要項等に関する質問への回答は、下記日程までに、県ホームページにおいて公表する

a. 参加資格確認申請書類等の提出に関する質問への回答公表

令和7年8月22日（金）

b. その他の質問への回答公表

令和7年9月10日（水）

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の確認を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

ア 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

(ア) 受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年9月3日（水）午後5時まで（必着）

(イ) 提出先

沖縄県下水道事務所 設備班

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-12-1

(ウ) 提出方法

参加表明書及び参加資格確認申請書は、上記提出先へ持参または郵送により提出すること。E-mail 等による申請は受け付けない。なお、持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までに持参すること。また、郵送の場合は、「那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上、配達記録が残る方法により送付すること。

イ 参加表明書及び参加資格確認申請書の作成

参加表明書及び参加資格確認申請書は、以下の様式と添付書類等の正本1部・副本1部を作成すること。提出に当たっては簡易ファイル綴じとして提出すること。

《提出様式》

様式2-1 参加表明書

様式2-2 参加資格確認申請書

様式2-3 誓約書

様式2-4 企業グループ構成表

様式2-5 委任状

様式2-6 施工実績調書

様式2-7 配置予定技術者（設計・建設時）

様式 2-8 提出書類チェックリスト

ウ 参加資格確認の通知

県は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出した者に対して、参加資格確認通知を令和 7 年 9 月 9 日（火）までに発送し、また、同日に参加資格確認通知の PDF ファイルを E-mail で送付する。

なお、この時本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書類」という。）提出時に使用する応募者記号を併せて通知する。

エ 参加資格がないとされた場合の取扱い

参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと判断された理由について、県に説明を求めることができる。その場合、書面の郵送により上記提出先まで申し出ること（様式自由）。令和 7 年 9 月 16 日（火）必着とする。回答は文書により行い、令和 7 年 9 月 23 日（火）までに発送する。

オ その他

（ア）参加表明書及び参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

（イ）県は提出された参加表明書等を参加資格の確認以外に無断で使用しない。

（3）プロポーザル参加の辞退

参加表明書等の提出以後、プロポーザル参加を辞退する場合は、様式 3 を提案書提出日までに沖縄県下水道事務所 設備班に持参、または郵便もしくは信書便（提案書提出日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。なお、参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

《提出様式》

様式 3 参加辞退届

（4）提案書類提出日時等

参加資格確認通知により、参加資格があるとされた者は、提案書類を次の方法により提出すること。

ア 提案書類の提出

（ア）日時

参加資格確認通知日から令和 7 年 9 月 30 日（火）午後 5 時まで（必着）

（イ）提出先

沖縄県下水道事務所 設備班

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-12-1

（ウ）提出方法

参加表明書及び参加資格確認申請書は、上記提出先へ持参または郵送により提出すること。E-mail 等による申請は受け付けない。なお、持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までに持参すること。また、郵送の場合は、「那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上、配達記録が残る方法により送付すること。

イ 提案書類の作成方法

- (ア) 提案書類は様式集に記載する方法に従い作成すること。
- (イ) 提出部数は、正本1部・副本10部（但し、添付資料、電子データは副本2部）とし、副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可とする。
- (ウ) 施設整備計画図面集・計算書類のうち図面関連については、A3版とし、その他の様式はA4版の簡易ファイル綴じとする。
- (エ) すべての提案書類について、電子データ（CD-R）を併せて提出すること。
なお、データ保存方式は様式集に記載する方法とする。
- (オ) エクセルデータについては、必ず計算式等を残したファイル（様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む）とするよう留意すること。

《提出様式》

様式4から様式7までの各様式

ウ 提案書類提出に当たっての留意事項

(ア) 募集要項等の承諾

提案書類を提出した応募者は、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(イ) 費用負担

提案書類の作成及び提出等の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(ウ) 公正な公募プロポーザルの確保

応募者を構成する企業は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、県は、契約の解除等の措置をとることがある。

(エ) 事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a. 著作権

県が提示した募集要項等またはその他の参考図書等の著作権は県に帰属する。また、提案資料の著作権は応募者に帰属する。なお、本事業の事業者選定結果に関する公表その他県が必要とするときは、県は事業者の提案資料の全部または一部を無償で使用できるものとする。

b. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した

結果生じた責任は、応募者が負う。

c. 県が提示した参考図書等の取扱い

県が提示する募集要項等またはその他の参考図書等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

d. 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

e. 提案書類の変更禁止

提案書類の変更はできない。

(オ) 使用言語、単位及び時刻

本プロポーザルに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(カ) 提案書類の無効

次のいずれかに該当するプロポーザル提案は無効とする。

- ・参加資格がない者が提出したプロポーザル提案
- ・応募者の代表企業以外の者が提出したプロポーザル提案
- ・参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が提出したプロポーザル提案
- ・記名及び押印のないプロポーザル提案
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明確なプロポーザル提案
- ・応募者が2つ以上の提案書類を提出した場合
- ・本プロポーザルに際して談合等の不正行為があった場合
- ・所定の日時までに所定の場所に到着しなかったプロポーザル提案

(キ) 本プロポーザルの中止等

天災地変等やむを得ない理由により、本プロポーザルの執行ができないときは、これを延期し、または中止する場合がある。プロポーザル参加者の談合の疑い、不正不穩行動等により本プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、本プロポーザルの執行を延期し、または中止する場合がある。なお、上記中止等の場合において、提案書類の作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

(5) 事業提案書に関する技術対話

県は、応募者に事業提案に関するヒアリングを行う。これは、ヒアリングを通して県が補足説明及び補足資料の提出を求めることで、提案内容についての疑義の解消を図ることを目的としている。

ア 実施期間は、令和7年9月下旬～10月上旬を予定する。

イ ヒアリングの実施方法、場所、日時等の詳細は、申請時の電子メールアドレス宛てに連絡する。

ウ ヒアリングは、非公開で実施するものとする。基礎審査に関する内容の確認のみであ

り、事業提案に対する PR は認めない。

(6) プレゼンテーション

応募者は、評価委員会へ専門的な説明を行うため、プレゼンテーションを行う。このプレゼンテーションは、あくまで提案内容の補足説明を行う目的で実施するものである。

ア 実施期間は、令和 7 年 10 月上旬～中旬を予定する。

イ プレゼンテーションの実施方法、場所、日時等の詳細は、申請時の電子メールアドレス宛てに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、非公開で実施するものとする。基礎審査に関する内容の確認のみであり、事業提案に対する PR は認めない。

3-6 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者として選定された者は速やかに県と協議を行い、協議が整った場合には基本契約を県と締結しなければならない。

(2) 基本契約の締結

事業者は、本事業における設計・建設、維持管理に関し、本事業に係る基本契約を県と締結しなければならない。

(3) 設計・建設工事契約の締結

建設企業は、基本契約に基づき、設計・建設工事に関し、本事業に係る工事請負契約を県と締結しなければならない。

(4) 維持管理契約の締結

維持管理企業は、基本契約に基づき、本施設の維持管理に関し、本事業に係る維持管理契約を県と締結しなければならない。

(5) 契約保証金及び保険

ア 契約保証金

事業者は下記の契約締結に際し、沖縄県財務規則第 101 条第 1 項の定めるところにより、契約保証金を納付するものとする。ただし、同条第 2 項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(ア) 設計・建設工事契約

(イ) 維持管理契約

イ 保険

工事を適正に遂行するにあたり保険に加入すること。(詳細については、契約書(案)に記載する。)

4. その他本事業の実施に関し必要な事項

4-1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

4-2 議会の議決

県は、本事業の契約範囲における財源確保について、沖縄県議会令和7年2月定例会にて債務負担行為の設定に関する手続きを行った。

4-3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、沖縄県ホームページ等を通じて適宜行う。

4-4 応募に関する費用負担

本事業への応募に係る費用はすべて応募者の負担とする。

4-5 問合せ先

募集要項（案）に関する問合せ先は、以下のとおりとする。ただし、本事業に係る内容の問合せは受け付けない。

沖縄県下水道事務所 設備班

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-12-1

電話 098-898-5988

電子メール：xx069205@pref.okinawa.lg.jp（下水道事務所代表アドレス）